

## 令和4年度 タイヤ再生（リトレッド）費用助成について

- 1. 対象事業者** 会費未納がない会員事業者とする。
- 2. 助成対象** 以下の期間に、千葉県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車に装着するため、所有タイヤを再生（リトレッド）したものとする。  
**期間：令和4年2月1日～令和5年1月末日**
- 3. 助成対象製品** 会員事業者が所有するタイヤを再生（リトレッド）したものと証明できる製品とする。
- 4. 申請受付期間** 令和4年11月1日～令和5年2月3日午後5時必着  
(全てA4サイズで作成) ※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
- 5. 申請方法** 以下の書類一式を提出すること。
  - (1)令和4年度タイヤ再生（リトレッド）費用助成実績報告書兼自認書
  - (2)再生（リトレッド）証明書
  - (3)タイヤメーカー等に所有タイヤの再生（リトレッド）依頼をした書類のコピー
  - (4)商品名、型式、本数、単価、再生（リトレッド）年月の記載がある  
**請求（明細）書**のコピー
  - (5)領収書・インターネットバンキングの振込結果等のコピー  
**（※宛名が会社名のもの）**
- 6. 助成回数** 一事業者当たり、年度内1回までとする。  
**※年度内の申請は全て取りまとめて一回限りとする。（追加申請は認めない）**
- 7. 助成本数** 一事業者当たり、被牽引車を除く、当該年度上期の会費請求台数×4本までとし、上限200本
- 8. 助成金額** 支払額（消費税除く）までとし、1本当たり3,000円
- 9. 助成金交付日**

令和4年11月～	12月受付	…	令和5年	2月末日交付
令和5年1月～	2月受付	…	令和5年	3月末日交付